

委員提出資料

目 次

- 駒崎委員提出資料 P. 1
- 北條委員提出資料 P. 2

2015年2月5日

意見書

【障害児の療育を受ける権利を奪う事案】

- ・ 都内某区より「居宅訪問型利用者は、児童発達支援センター等の療育を併用することはできないのではないか」ということを言われました
- ・ 居宅訪問型は、これまで保育所から排除されてきた、重症心身障害児や医療ケアのある子ども達の、希望となる制度です。彼らはほぼ100%、児童発達支援事業や療育センターで、療育やリハビリを受けています。
- ・ 居宅訪問型保育は、その特性を生かし、週4在宅で保育を行い、週1は保育者が帯同して療育センターで2時間のリハビリを受ける、というスタイルを可能にするものです。そうすることで、児童の発達が社会的に支援され、また保護者は就労を可能にする、ということが可能になります。
- ・ しかし、これが禁止されてしまったら、親は子どもの発達を犠牲にしなくてはならず、結果として居宅訪問型保育を使う人はいなくなるでしょう。また、いたとしても療育やリハビリを、自分の就労の都合で受けさせてあげられないことを心から悔やみ、重い精神的負担を負うことになるでしょう。
- ・ 最も厳しい立場にある重度障害児に対し、療育の権利か保育の権利か、を迫る非人道的な仕組みにしてしまっただけでは、絶対にいけないと思います。
- ・ 更に、子ども子育て支援法でも、児童福祉法でも、障害者総合支援法でも、両者の併用を禁じている条文はないはずですが、法的根拠もなく、併用を禁じることはできません
- ・ ぜひ、自治体が誤解に満ちた、そしてその結果多くの障害児の発達の機会を奪う運用をしないよう、Q&Aや通達を出して頂けたら幸いです

【子育て支援員研修】

- ・ 「3. 実施主体」で「子育て支援員研修事業を適切に実施できる指定保育士養成施設や 社会福祉協議会等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できる」とあるが、「指定保育士養成施設や 社会福祉協議会、NPO 等に」と変更して頂きたいと思えます

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

子ども・子育て会議 御中

全日本私立幼稚園連合会
副会長 北條 泰雅

子ども・子育て支援新制度に係る次の課題について、速やかな対応を要望する。

1. 子ども・子育て支援新制度の理念

子ども・子育て支援新制度は、「子育ての第一義的責任が保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」としながら、超長時間保育を一般化するなど、家庭において「幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で育つべき」（児童の権利に関する条約前文）という子どもの基本的権利を損なうものとなっている。

2. 「教育」、「学校教育」、「保育」の定義

地方自治体が、「教育」、「学校教育」、「保育」の定義について混乱しており、地方版子ども・子育て会議の適切な運営ができていない。

幼稚園も保育所も、教育と保育を一体的に行っていると考えている。

3. 子ども・子育て支援法

第 27 条（施設型給付費の支給）第 3 項の規定によると、市町村が利用者負担額を圧縮すると、施設型給付費が増加するという不合理が生じる。改正が必要と考える。

附則第 6 条の規定は、共通の給付の仕組みを創設するとの制度の趣旨に反する規定であり、廃止すべきものである。

4. 改正後の認定こども園法

認定こども園法における「子ども」と「こども」の違いは何か。

幼保連携型認定こども園の根拠法は、学校教育法ではなく、認定こども園法となっており、学校であるか否かが不明確である。

また、これまで認められている接続型（年齢区分型）は、改正後もそのまま認められるのか不明確である。

5. 3 歳未満児家庭への支援

子ども・子育て支援新制度における施設型給付は「子どものための教育・保育給付」（個人給付）とされながら、家庭で保育を受ける 3 歳未満児が支給対象から排除されており、3 号認定子ども（保育を必要とする 3 歳未満児）とのバランスから、これらの子どもへの支援が必要である。

なお、子ども・子育て会議において、家庭における保育は改正後の児童福祉法に定義する保育に該当するとされている。

6. 応諾義務の緩和、保育料等の未納問題への対応

私立保育所は、新制度においても従前のまま市町村との委託契約であるのに対し、私立幼稚園と認定こども園は保護者との直接契約を行うこととなっている。新制度では、私立保育所、私立幼稚園、認定こども園に対し、一律に応諾義務が課せられることとなっているが、このような契約形態の違いを踏まえ、私立幼稚園と認定こども園

の応諾義務の緩和が必要である。

また、直接契約である私立幼稚園と認定こども園は、保育料等の未納分を自ら被るしかないが、私立保育所は市町村から委託費として全額を受けることができる。特に、私立認定こども園は私立保育所と同じ2号・3号の子どもを預かっており、保育料等の未納分について私立保育所と同じ取扱いをすべきである。

7. 保育料について

私立幼稚園や私立認定こども園が公定価格だけでは運営できない場合は、保育料のほか上乗せ徴収を行い必要な運営費を確保することとなっているが、保育所、公立幼稚園、公立認定こども園は、市町村が超過負担をすることにより対応することに事実上なっている。

このような不公平の是正を求めるとともに、私立幼稚園や私立認定こども園が上乗せ徴収や実費徴収に頼らなくても運営できる公定価格の単価を設定していただけるよう、公定価格の見直しと財源確保（総額1兆円余り）が必要である。

8. 認定こども園の返上問題

認定こども園は、新制度に移行し施設型給付を受けることのみが想定されており、新制度に移行しない場合の財政支援が不明であるため、平成27年4月からは新制度へ移行する選択肢しかない。一方、新制度では、大規模認定こども園は減収額が大きい。このため、認定こども園を返上して幼稚園と保育所に戻らざるを得ない状況となっている。認定こども園の返上を回避するための経過措置について検討されたい。

9. 地域区分の見直し

従来は、都道府県単位で同一規模の幼稚園であれば、同一の保育料等収入が確保されていたが、新制度では、地域区分の導入により、同一都道府県内でも、A市（16%）とB市（6%）では総収入の10%の差異がある。1億円の収入であれば、主な支出項目（教職員の人件費や諸経費）に違いがないにも関わらず、A市では1億円、B市では9千万円と1千万円の差額が生じ、この差額は各園の努力で埋められるものではない。

従って、地域区分の全廃について検討していただきたい。また、仮に保育所との関係で地域区分の全廃が困難であれば、1号認定子どもについて全国统一区分（6%程度）、又は都道府県内同一区分としていただきたい。

以 上